

行田市選挙管理委員会告示第24号

行田市の投票区の区域（昭和57年選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月1日

行田市選挙管理委員会委員長 江 森 保



本則の表中

「		を	
第5投票区	棚田町自治会、菟里山自治会、清水町自治会、門井自治会、門井団地自治会及び押上町自治会の区域		」
「		に	
第5投票区	棚田町自治会、菟里山自治会、清水町自治会、門井自治会、門井住宅自治会及び押上町自治会の区域		」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

投票区名	区域
第1投票区 商工センター	北谷区東町自治会、一北谷自治会、二北谷親交会、六ツ門自治会、矢場一丁目自治会、本町自治会、新町区自治会、八幡町光風会、下町自治会、宮本自治会、中央自治会及びエクセル行田中央自治会の区域並びに元内大手自治会の区域の一部
第2投票区 忍小学校	帯廓自治会、本丸自治会、矢場区自治会、上荒井自治会、城西自治会、田町区自治会及び成田区親交会の区域並びに元内大手自治会の区域の一部
第3投票区 持田公民館	菅谷自治会、一持田北自治会、一持田南自治会、二持田第一自治会、二持田第二自治会、二持田蔵場自治会、県営行田持田団地自治会及び三持田大宮口自治会の区域
第4投票区 西小学校	持田砂原自治会、三井砂原自治会、三持田東部自治会、三持田西部自治会、持田長町自治会、菊野台自治会、持田五丁目自治会、棚田三丁目自治会及び持田西自治会の区域
第5投票区 太井公民館	棚田町自治会、壺里山町自治会、清水町自治会、門井自治会、門井住宅自治会及び押上町自治会の区域
第6投票区 泉小学校	前谷自治会、西新町自治会、門井二丁目自治会、第三門井自治会及び深水町自治会の区域
第7投票区 忍・行田公民館	城南自治会、一佐間自治会、二佐間自治会、大町自治会、西駒形自治会、駒形自治会及び南駒形自治会の区域
第8投票区 佐間公民館	緑町自治会、佐間神明自治会及び佐間三間自治会の区域
第9投票区 コミュニティセンターがけの丘	天満親交会、第二天満自治会、第一旭自治会、第二旭自治会及び向友会の区域並びに元内大手自治会の区域の一部
第10投票区 東小学校	橋場自治会、中斉自治会、堀の内自治会、満願自治会、白山区自治会、大下区自治会、新田区自治会及びつるまき自治会の区域
第11投票区 長野公民館	三桜南部自治会、富士見西部自治会、富士見中央自治会、富士見東部自治会、富士見北部自治会、田幡会、林区自治会及び一桜親交会の区域並びに二桜自治会の区域の一部
第12投票区 桜ヶ丘公民館	東台自治会、三桜北部自治会、長野住宅自治会及び桜ヶ丘自治会の区域並びに二桜自治会の区域の一部
第13投票区 星河公民館	第二谷郷新田自治会、第二谷郷東第一自治会、第二谷郷東第二自治会及び東栄自治会の区域並びに第一谷郷区自治会の区域の一部
第14投票区 谷郷小橋団地集会所	飯倉自治会、栄町自治会、春日自治会、谷郷小橋団地自治会及び第三谷郷自治会の区域
第15投票区 北小学校	第一斉条自治会、斉条団地自治会、二斉条自治会、一和田自治会、第二和田区自治会及び柳坪自治会の区域並びに第一谷郷区自治会の区域の一部
第16投票区 星宮公民館	上池守自治会、下地守自治会、皿尾自治会、中里自治会及び小敷田自治会の区域
第17投票区 北河原公民館	上自治会、久保自治会、里前自治会、天袋自治会、立野自治会、新田自治会、酒巻上自治会及び酒巻下自治会の区域
第18投票区 須加公民館	須加第一区自治会、須加第二区自治会、須加第三区自治会、須加第四区自治会及び須加第五区自治会、須加第六区自治会、須加第七区自治会、須加第八区自治会、須加第九区自治会、須加第十区自治会、須加第十一区自治会及び須加第十二区自治会の区域
第19投票区 荒木公民館	荒木第一区自治会、荒木第二区自治会、荒木第三区自治会、荒木第四区自治会、荒木第五区自治会、荒木上宿自治会、荒木第六区自治会、荒木第七区自治会、荒木第八区自治会、荒木第九区自治会及び荒木団地自治会の区域
第20投票区 藤原町中央会館	若小玉勝呂自治会、若小玉中央自治会、若小玉南部自治会、若小玉六本木自治会、藤原町東部自治会、藤原町西部自治会、藤原町南部自治会及び藤原町中央自治会の区域
第21投票区 太田公民館	下須戸自治会及び青葉自治会の区域並びに小針自治会の区域の一部
第22投票区 地域文化センター	藤間自治会、関根自治会、真名板東自治会及び真名板自治会の区域並びに小針自治会の区域の一部
第23投票区 富士山農村センター	上埼玉自治会、富士山西自治会及び富士山東自治会の区域
第24投票区 埼玉公民館	下埼玉自治会、片原第一自治会、片原第二自治会、片原第三自治会、杉原自治会、百塚自治会、渡柳上自治会、渡柳下自治会及び利田自治会の区域
第25投票区 野文化センター	野宿自治会、野中自治会、野谷端自治会、野原自治会及び野上手自治会の区域
第26投票区 下忍公民館	下忍区自治会、下忍団地自治会、堤根区自治会及び樋上区自治会の区域
第27投票区 南河原公民館	南河原一区自治会、在家自治会及び南河原二区自治会の区域並びに南河原三区南自治会及び南河原三区北自治会の区域の一部
第28投票区 犬塚集会所	馬見塚自治会、中江袋自治会及び犬塚自治会の区域並びに南河原三区南自治会及び南河原三区北自治会の区域の一部